

## 資料 4

### 鹿沼市教育委員会防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、鹿沼市個人情報保護条例（平成10年鹿沼市条例第28号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、教育委員会管理施設における防犯カメラ等の設置及び運用について必要な事項を定めることにより、市民等の個人情報の適正な収集、管理等を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育委員会管理施設 教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する施設をいう。
- (2) 防犯カメラ等 次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 教育委員会管理施設に継続的に設置されたものであること。
  - イ 多数の市民等が集まり、又は出入りする場所に設置されたものであること。
  - ウ 個人を識別可能な画像又は映像（以下「画像等」という。）を撮影し、かつ、画像等を表示し、又は記録する機能を有するものであること。
- (3) 映像等 防犯カメラ等により撮影され、表示されている画像等をいう。
- (4) 記録映像等 防犯カメラ等により撮影され、記録された画像等をいう。
- (5) 市民等 防犯カメラ等により個人情報を収集される市民、教育委員会管理施設の利用者等をいう。

#### (管理体制等)

- 第3条 教育委員会は、教育委員会における防犯カメラ等の設置及び運用を統括的に管理する者として統括管理者を置くものとし、教育次長をもってこれに充てる。
- 2 統括管理者は、防犯カメラ等が設置されている教育委員会管理施設ごとに管理者を置くものとし、当該教育委員会管理施設を管理する課長又は鹿沼市教育委員会事務局及び機関の組織等に関する規則第5条第4項に規定する機関の長等（以下「機関の長等」という。）をもってこれに充てる。ただし、教育委員会管理施設を管理する機関の長等を管理者とすることにより、防犯カメラ等の管理に支障が生ずる場合は、他の機関の長等を管理者とすることができます。
  - 3 管理者は、防犯カメラ等の設置及び運用がこの告示に基づき適正に行われるよう、その管理する教育委員会管理施設内における防犯カメラ等に関する事務を管理する。
  - 4 管理者は、防犯カメラ等の運用に当たり市民等からの苦情を受け付ける窓口を

設けなければならない。

(設置)

第4条 防犯カメラ等は、安全の確保、犯罪の予防その他教育委員会管理施設を適切に管理するために必要な場合にのみ設置することができる。

2 統括管理者は、防犯カメラ等を設置し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、防犯カメラ等設置・廃止届（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ等管理台帳（様式第2号。以下「管理台帳」という。）
- (2) 防犯カメラ等の設置場所及び撮影範囲並びに映像等を表示する機器（以下「表示機器」という。）の設置場所を把握することができる図面
- (3) 防犯カメラ等の機能を確認することができる資料
- (4) 防犯カメラ等をコンピューターネットワークに接続する場合にあっては、当該コンピューターネットワークの構成、接続、設定等を確認することができる資料

3 前項の場合において、教育長は、防犯カメラ等の設置が市民等のプライバシーを侵害するおそれがあると認めたときは、統括管理者に対し、市民等のプライバシーを保護するために必要な指示をすることができる。

4 管理者は、管理台帳を作成し、必要な事項を記載しなければならない。

(設置基準)

第5条 防犯カメラ等は、次に掲げる基準に従って設置しなければならない。

- (1) 設置場所は、市民等の目につきやすく、市民等が操作することができない場所とすること。
- (2) 撮影範囲は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要最小限の範囲とし、かつ、トイレ、更衣室、授乳室その他撮影することにより個人のプライバシーが侵害される場所を含めないこと。
- (3) 防犯カメラ等を設置している旨、その設置目的等の表示を施設の入口、受付その他市民等の目につきやすい場所に設置すること。
- (4) 表示機器は、権限のない者が見ることができない場所に設置すること。
- (5) 映像等を記録する媒体又は機器（以下「記録媒体」という。）は、施錠可能な場所に設置すること。
- (6) 防犯カメラ等の機能は、別表第1に定める要件を満たし、かつ、当該機能が適切に発揮されていること。
- (7) 防犯カメラ等をコンピューターネットワークに接続しないこと。ただし、教育委員会管理施設を適切に管理するため防犯カメラ等をコンピューターネッ

トワークに接続しなければならない相当の理由がある場合であって、別表第2に定める対策が講じられているときには、この限りでない。

(撮影時間)

第6条 防犯カメラ等は、その設置目的を達成するために必要な時間帯にのみ稼働させること。

(映像等の利用)

第7条 職員は、映像等を防犯カメラ等の設置目的の範囲内でのみ利用することができる。ただし、条例第11条第2項の規定による場合は、この限りでない。

2 職員は、管理者の承認を得なければ、映像等の複製又は印刷をすることができない。この場合において、管理者は、記録映像等管理表（様式第3号。以下「管理表」という。）に当該承認の内容を記載しなければならない。

3 管理者は、映像等を権限のない者に利用させてはならない。

(記録映像等の管理)

第8条 記録映像等の保存期間は、14日を超えてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 記録映像等の保存期間について、法令等に定めがある場合

(2) 記録映像等について、第9条に規定する目的外利用等をする場合において必要がある場合

(3) 防犯カメラ等の設置目的を達成するため、14日を超えて記録映像等を保存する必要があると統括管理者が認めたとき。

2 管理者は、記録媒体又は記録映像等に対し、パスワードの設定、暗号化その他の権限のない者からの不正利用を防止するための措置を講じなければならない。

3 職員は、管理者の承認を得なければ、記録映像等の複製又は加工をすることができない。この場合において、管理者は、管理表に当該承認の内容を記載しなければならない。

4 管理者は、記録媒体を廃棄するときは、データの消去、物理的破壊その他廃棄した記録媒体の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。この場合において、管理者は、当該廃棄の内容を管理表に記載しなければならない。

5 前条第1項及び第3項の規定は、記録映像等の利用について準用する。

(目的外利用等)

第9条 管理者は、条例第11条第2項に規定する目的外利用等（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、その旨を管理表に記載しなければならない。

(報告及び定期的見直し)

第10条 管理者は、防犯カメラ等について苦情を受け付けたときは、その内容を

電話来庁者記録（KMM様式）に記載するとともに、統括管理者に報告するものとする。

- 2 管理者は、年度ごとに少なくとも1回、当該年度に係る電話来庁者記録、管理台帳及び管理表を統括管理者に提出し、その内容を報告しなければならない。
- 3 統括管理者は、第1項又は前項の規定による報告を受けたときは、市民等のプライバシーを保護するために必要な指示をしなければならない。
- 4 管理者は、定期的に市民等からの苦情、運用上把握した問題点等を分析し、必要に応じて、防犯カメラ等の設置場所、台数、撮影範囲、記録映像等の保存期間等について見直しを行わなければならない。
- 5 前項の規定による見直しをしたときは、管理者は、当該見直しの内容を管理台帳に記載するとともに、当該管理台帳を統括管理者に提出しなければならない。  
(指定管理者への適用)

第11条 統括管理者は、この告示の規定を指定管理者に適用させるため、指定管理者がこの告示を遵守する旨の規定を鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年鹿沼市条例第9号）第7条に規定する協定（以下「協定」という。）に盛り込まなければならない。

- 2 前項の場合における指定管理者に対する第3条の適用については、同条第2項中「課長又は鹿沼市教育委員会事務局及び機関の組織等に関する規則第5条第4項に規定する機関の長等」とあるのは、「管理する職にある者のうちから指定管理者が指定したもの」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第3条並びに第4条第2項及び第3項の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置された防犯カメラ等について適用する。この場合において、第4条第2項中「防犯カメラ等を設置し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「平成27年8月31日までに」と読み替えるものとする。
- 3 第11条の規定は、防犯カメラ等が設置された施設であって施行日前に締結された協定について適用する。

別表第1（第5条関係）

- 1 カメラの機能に関する要件

(1) 映像等は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要最低限の解像度を

有することとし、不必要に精細な映像等を撮影することができる機能を有しないこと。

- (2) 音声の録音をすることができる機能を有しないこと。ただし、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、この限りでない。
- (3) 無線により映像等を他の機器に送信し、又は他の機器から閲覧させる機能を有しないこと。ただし、設定により当該無線機能を完全に停止できる場合は、この限りでない。
- (4) その他防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な機能以外の機能であって、個人情報の適切な収集、管理等に支障を及ぼすものを有しないこと。

## 2 記録媒体に関する要件

- (1) 第8条第1項の保存期間を超えた記録映像等を自動的に削除し、又は他の記録映像等で上書きする機能を有すること。
- (2) 記録映像等の不正利用を防止するため、暗号化、パスワード設定等の機能を有すること。
- (3) 無線により記録映像等を他の機器に送信し、又は他の機器から閲覧させる機能を有しないこと。
- (4) 記録映像等の閲覧、複製、削除等について、履歴を管理する機能を有していること。
- (5) 盗難を防止するため、施錠等による固定がしやすい形状を有していること。

## 別表第2（第5条関係）

### 1 防犯カメラ等を接続するコンピューターネットワークへの対策

- (1) インターネットを経由して、防犯カメラ等と表示機器又は記録媒体（以下「防犯カメラ等関連機器」という。）との間で映像等の送受信をしてはならない。
- (2) 防犯カメラ等関連機器間又は防犯カメラ等関連機器とコンピューターネットワークとは、無線により接続してはならない。
- (3) 防犯カメラ等関連機器が接続するコンピューターネットワークは、インターネットと接続してはならない。ただし、ファイアーウォール等の設置により、適切なセキュリティ対策が講じられていると総務部長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 防犯カメラ等関連機器が接続するコンピューターネットワークは、市が設置し、かつ、管理するものでなければならない。この場合において、VLAN、VPN等によりコンピューターネットワークの接続先が限定されている場合は、当該限定された範囲を防犯カメラ等関連機器が接続するコンピューターネットワークとみなす。

## 2 防犯カメラ等関連機器への対策

- (1) 防犯カメラ等関連機器のIPアドレスが静的に付与されていること。
- (2) 防犯カメラ等関連機器と接続することができる機器は、IPアドレス、MACアドレス等により制限され、許可されていない機器が防犯カメラ等関連機器に接続することができない状態であること。
- (3) 防犯カメラ等関連機器間において映像等の送受信をする場合は、ユーザー名、パスワード等による認証が行われていること。
- (4) 他の機器に映像等の提供をする防犯カメラ等関連機器が当該提供に係る通信について、履歴を管理する機能を有していること。

様式第1号（第4条関係）

防犯カメラ等設置・廃止届

教育長様

○○管理者

印

次のとおり、防犯カメラ等を（設置・廃止）したいので、鹿沼市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

防犯カメラ等の設置又は廃止をする施設の名称	
指定管理者制度の導入の有無	有・無 (指定管理者名：)
管理者の職氏名	
防犯カメラ等の設置目的 (廃止の場合は、その理由)	
防犯カメラ等の設置に係る表示の場所	・施設の出入り口（箇所） ・受付付近（箇所） ・設置する防犯カメラ等の付近（箇所） ・その他（箇所）
防犯カメラ等の設置に係る制度、法令、団体等	

（注）次の書類を添付すること。廃止の場合は、当該書類中で当該廃止する防犯カメラ等を明示すること。

- 防犯カメラ等管理台帳（様式第2号）
- 防犯カメラ等の設置場所及び撮影範囲並びに画像等を表示する機器の設置場所を把握することができる図面（施設平面図等）

## 様式第2号（第4条関係）

## 防犯カメラ等管理台帳

防犯カメラ等設置施設名

管理者の職氏名

連番	設置階	設置場所	設置年月日	機種名等	撮影区分	表示機器の場所	設置目的	保存期間	備考
					白黒・カラー・録画				
					白黒・カラー・録画				
					白黒・カラー・録画				

(注) 1 設置した防犯カメラ等1台について1行に記載すること。

2 「撮影区分」欄は、該当するものを○で囲むこと。

### 様式第3号（第7条関係）

# 記 錄 映 像 等 管 理 表

## 防犯カメラ等設置施設名

### 管理者の職氏名

- (注) 1 「記録区分」欄は、該当する者を○で囲むこと。  
2 「対象となる防犯カメラ等」欄には、防犯カメラ等管理台帳（様式第2号）の連番を記載すること。  
3 「承認・目的外利用等の相手方」欄には、承認にあっては当該承認に係る職員の指名、目的外利用等にあっては当該目的外利用をした部署等の名称を記載すること。